政令第二百五十六号

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成二十六年法律第七十一号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成三十一年四月一日とする。

理　由

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。